

全国教職員部会連絡協議会規約

(目的)

第1条 全国教職員部会連絡協議会（以下、「本会」という。）は、東京農業大学校友会（以下、「校友会」という。）都道府県支部の職域分会である教職員部会（以下、「会員」という。）の相互の連携を図り、会員を構成する校友教職員の資質の向上と相互の親睦並びに校友教職員の教育活動の助長と福祉の向上を図り、あわせて東京農業大学の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第2条 本会は前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 総会、講演会及び情報交換会の開催など会員相互の情報共有と懇親
- (2) 研修会、講習会及び研究会など校友教職員の資質の向上
- (3) 東京農業大学の教員免許及び学芸員資格取得などの各種情報の提供と周知
- (4) 東京農業大学の諸活動への支援
- (5) 校友会本部並びに校友会都道府県支部との連携
- (6) その他前各号に関連し、必要と認める事項

(会員)

第3条 本会の会員は、校友会教職員部会とする。

(役員と任務)

第4条 連絡協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名以内
- (3) 理事 5名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会で選任する。

3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、学識経験者3名以内とする。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により順位上位の副会長がその職務を代行する。

6 理事は、全国5ブロックの校友会教職員部会会長の中から各1名選出し、会務を執行する。全国5ブロックは、「北海道・東北」「関東・甲信越」「北陸・東海・近畿」「中国・四国」「九州」とする。

7 監事は、校友会支部教職員部会会長から2名を選出し、本会の事業及び決算等に関する監査を行う。

(名誉会長及び顧問)

第5条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。

2 名誉会長は、東京農業大学学長並びに東京農業大学校友会会長とする。

3 顧問は、東京農業大学校友会会長経験者及び本会会長経験者並びに本会の発展に多大なる功績があり、総会により推挙された者とする。

(役員任期)

第6条 役員任期は4年とし再任を妨げない。また、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 本会は、年1回会員総会を開催するものとし、会長が必要と認めた場合は、役員を招集して総会に代えることができるものとする。

2 総会の議長は会長とする。

3 会長が必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。

(総会の議決事項等)

第8条 次の各号に掲げる事項については、総会の議決を経なければならない。

2 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算報告

3 規約の制定及び変更並びに会長が本会の運営上必要と認めた事項

(総会の議決方法等)

第9条 総会議決は、出席会員の過半をもって決定するものとする。

2 総会決定事項については、速やかに会員に報告するものとする。

(役員会)

第10条 会長、副会長、理事は役員会を組織して、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び決算報告

(2) 規約の変更並びに規程の制定及び変更に関する事項

(3) その他会務の執行に必要な事項

(活動予算)

第11条 本会の諸活動に要する予算は、東京農業大学及び東京農業大学校友会等からの補助金をもってこれに充てるものとする。

(活動費の助成)

第12条 本会が招集する諸会議及び研修会等への出席旅費又は活動経費並びに東京農業大学校友会支部教職員部会の開催経費等は、予算の範囲内で助成交付するものとする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本会の事務局は、東京農業大学校友会事務局内に置く。

2 本会の活動業務の事務は、東京農業大学校友会職員が行う。

(附則)

本規約は、本会設立総会開催日(平成27年11月30日)から施行する。

一部改正 令和元年度通常総会開催日(令和元年12月7日)から施行する。

一部改正 令和2年度通常総会(正副会長・幹事長会議)開催日(令和2年9月26日)から施行する。

一部改正 令和5年度通常総会(役員総会)開催日(令和5年11月25日)から施行する。